

令和3年度栗東市地域包括支援センター運営方針

I. 運営方針策定の趣旨

この「栗東市地域包括支援センター運営方針」は地域包括支援センターの運営上の基本的考え、業務推進の方針等を明確にするとともに、栗東市と地域包括支援センターとの役割分担及び連携方針を明確にすることにより、地域包括支援センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に定めるものです。

II. 地域包括支援センター等の意義・目的

栗東市は、第8期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）の基本理念である「高齢者の安心を支え合い、ともに元気に暮らせるまちづくり」の実現に向けて、地域共生社会を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進を目指すため、中心的役割を果たす機関として地域包括支援センターを設置します。

地域包括支援センターの設置責任主体は栗東市であることから、栗東市は地域包括支援センターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営について適切に関与します。

具体的には、地域包括ケアシステムの推進に向けた取り組みなど重点的な取り組み方針について、栗東市の各部局と地域包括支援センターが共通認識のもと、協働して適正な運営に努めます。

栗東市が設置する地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という）は、地域包括支援センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を發揮することにより、栗東市の適切な意思決定に関与し、もって、適切、公正かつ中立な地域包括支援センターの運営を確保するものとします。

III. 地域包括支援センターの機能強化方針

1. 職員体制の強化

(1) 包括的支援業務等の職員強化

「栗東市地域包括支援センターの包括的支援業務の実施に関する基準を定める条例」に基づき、職員を配置します。ただし、高齢者人口に対して、4,000人未満の場合、職員体制は基準の3人とし、高齢者人口にあわせて、4,000人以上6,000人未満は1人、6,000人以上は2人の加配職員を置くこととし、加配職員については、条例で定める3職種（準ずるもの含む）のいずれかの配置とします。

職員体制については今後の業務量により見直します。

(2) 認知症地域支援推進員の配置

認知症地域支援推進員として、(1)に示すいずれかの職種を1名配置します。なお認知症地域支援推進員については、常勤・非常勤は問いません。なお、認知症地域支援推進員について、上記(1)に示す人員いずれかの職種と兼務も可としますが、その場合においては兼務する職員を補佐する職員として兼務する職員と同職種の職員を別に配置することとし、その補佐する職員は常勤・非常勤を問いません

IV. 基本方針

地域包括ケア体制の構築にはさまざまな機関が関わっているが、地域包括支援センターは、栗東市の包括的支援事業を担う機関であることを常に意識して、以下の事業を効果的に駆使し、業務を遂行することとします。

- ① 総合相談支援業務
- ② 権利擁護業務
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ④ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務
- ⑤ 認知症施策推進業務
- ⑥ 在宅医療・介護連携推進事業における啓発業務等
- ⑦ 生活支援体制整備事業との連携・協力
- ⑧ 地域ケア会議

V. 重点取組項目

前項の基本方針に基づき、地域包括支援センターが令和3年度に重点的に取り組む事項を次の項目とします。

1. 個別支援実践の振り返りから地域包括ケアシステム推進への取り組み実施

総合相談支援事業や個別地域ケア会議など、個々の相談対応において、多職種や地域とのつながり作りを意識した支援を実施するとともに、圏域地域ケア会議において、それらの実践を振り返り地域課題を検討し、地域包括ケアシステム推進に向けた取り組みを模索します。

2. 自立支援に資するケアマネジメント支援の実施

市とともにケアマネジメント支援会議においてケアマネジャーが「本人らしさ」を意識したケアマネジメントができるよう企画・運営に協力するとともに、居宅介護支援事業所がケアマネジメント支援会議の手法を用いて事業所内でケアマネジャーの育成が図れるように協力します。

3. 認知症の人やその家族への支援

「認知症になっても、これまでの居場所に行き続けられる地域」をテーマに、認知症地域支援推進員が本人と地域住民とのコーディネイト役となり、地域のサロンや自主活動グループ等の中で、今までの関係性を大事にしながら認知症の本人を支え、地域の繋がりが継続できるように働きかけます。

また、地域のサロンや自主活動グループ等を訪問し、その実態を把握するとともに、地域の人と一緒に認知症になったときの暮らしについて考えていきます。

4. 高齢者虐待の予防と再発防止

高齢者虐待対応の経験をもとに、すべての相談支援において権利侵害が発生するリスクの判断を行い、リスクが高い場合についてはその発生を予防する支援を実施します。特に、これまでに高齢者虐待が発生しているケースについては、支援チームにおいて継続的に権利侵害がおこっていないのか丁寧な見守りを実施します。

5. 地域包括支援センターのネットワークを活かしたケアマネジャーへの後方支援

包括支援業務全体を通じ地域包括支援センターとして得た地域資源との連携体制について、ケアマネジャー等が同様に活用できるよう、一方的な啓発ではなく、地域資源と気軽に情報交換ができる場を提供します。

なお、ケアマネジャーが実際の支援へ活用できない場合についてはその要因を分析し、情報交換の場の工夫をするとともに、ケアマネジャー個別への後方支援も検討します。

VI. 各事業の運営方針

1. 総合相談支援業務

(1) 総合相談支援の実施

高齢者本人や家族、地域のネットワーク等を通じた様々な相談をうけて、3職種が情報を共有し、総合的に対応できる体制とします。具体的には寄せられた多様な相談の内容や実態把握をもとに、専門性、継続性、または緊急性があるかどうかの判断を行い、相談内容に即したサービスや制度に関する情報提供や関係機関への紹介などにより高齢者本人や家族が、自ら解決できるように支援を行います。また、継続的、専門的な相談が必要な場合は支援計画を作成し、適切なサービスや制度につなぐなど継続的な支援を行います。

(2) ネットワークの構築

担当地域の民生委員等、関係者と信頼の置ける関係を作り、情報・相談が寄せられやすい、身近な地域包括支援センターに努めます。支援を必要とする高齢者を早期に見出し、適切な支援につなぐとともに、継続的な見守りや更なる問題の発生の防止に努めます。

2. 権利擁護業務

(1) 高齢者虐待の相談対応

ケアマネジャーや介護サービス事業所、医療機関などの関係者また民生委員などの地域の関係者などからのさまざまな相談の中から、高齢者の権利侵害を見落とさないよう、情報を共有し、早期発見に努めます。また、虐待事例については、受付記録を作成し速やかに栗東市に通報し、その現状から深刻な事態に陥らないよう問題解決を図るとともに、栗東市高齢者虐待対応マニュアルに基づき、栗東市が主催する会議等に参加します。

(2) 高齢者虐待の防止・啓発

担当地域において介護サービス事業所や民生委員等、関係者に対し高齢者虐待の通報義務についてや相談窓口の周知のための啓発活動を行います。また、高齢者虐待防止・早期発見のための啓発を実施します。

(3) 高齢者の権利擁護にかかる制度の周知と利用支援

認知症の人や独居高齢者、高齢者のみの世帯の増加など、自分では権利を守ることの困難な高齢者が、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などを積極的に活用し、高齢者の生活の維持を図ります。

(4) 消費者被害の防止

消費者被害の相談を受けた相談内容について、消費者相談窓口または関係機関への情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介します。また、消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等関係者への情報提供を行います。

3. 包括的・継続的ケアマネジメント業務

(1) ケアマネジャーに対する支援

ケアマネジャーの日常業務の実施に関して、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行います。また、ケアマネジャーが受け持っている支援困難事例について、ケアマネジャーが問題解決に対処できるよう、3職種による多面的な後方支援を行います。

(2) ケアマネジャー同士のネットワークづくり

ケアマネジャー同士のつながりを構築することで、ケアマネジャーがやりがいを感じて仕事を続けていくことができるよう、ケアマネジャー連絡会の企画などへの協力や、他機関との交流などの場の提供を行います。

(3) ケアマネジメント支援会議等への参加・協力

高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの実践のため、ケアマネジメント支援会議等に参画することにより、ケアマネジャーと共に「本人らしさ」を支援するケアマネジメントについて検討します。

4. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

対象者がどのような生活をしたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし、対象者の意欲を引き出し、自主的に取組みを行えるように支援します。また、ケアマネジメント実施については、積極的に地域の様々な社会資源を活用し、対象者が地域において、いきがいや役割を持ち、活動性が高められるよう努めます。なお、居宅介護支援事業所に委託している要支援認定者等のケアマネジメントについては、ケアマネジャーからの報告・相談を受けながら、ケアマネジャーの作成したプランを元にサービス担当者会議等で自立支援を促すプランの共有を行っていきます。

5. 認知症施策推進業務

地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員を中心に、栗東市と連携し認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために下記の事業ならびに、地域ささえあい推進員とともに住民主体の地域づくり（認知症の有無に関わらず、高齢者が地域サロンや認知症カフェ等の居場所に通い続けることができ、お互いに自然に声かけや見守りができるような関係づくり）を推進します。

（1）認知症の正しい理解に関する普及啓発

地域住民や関係機関等が認知症の人やその家族を地域の中で支え、関係機関との見守る体制を構築するために、学校や職域を中心に認知症に対する正しい知識の普及を行います。また、認知症キャラバン・メイトと連携・協力し、認知症サポーター養成講座を活用した取組みを行っていきます。

（2）認知症の人やその家族への支援

認知症の進行状況にあわせ、適切なサービスが提供されるよう栗東市の作成する認知症ケアパス、地域包括支援センターの相談窓口の周知を行い、相談に対しては3職種が協力して必要な支援を行います。

認知症の疑いや症状等の相談・支援を行う中で、医療機関受診が必要な際に、本人の症状や生活の様子等を丁寧に情報収集、整理をした「医療機関受診連絡票」を活用して、かかりつけ医等に正確に情報提供を行い、さらに、その後の状況についてかかりつけ医へのフィードバックを強化し、関係機関との連携・協力体制構築のための取組みを行います。

地域密着型サービス事業所等と協働し、認知症の人やその家族が気軽に立ち寄り・相談できる場所づくり（認知症カフェなど）の支援を行い本人にとっての心地いい居場所の確保や介護者の心身の負担軽減を図り、在宅介護を継続できるよう取組みを行います。

（3）認知症初期集中支援チーム員活動

認知症の人やその家族が抱える多様な問題を解決するため、より専門的な助言や技術的支援が必要な場合は、市が設置する認知症初期集中支援チームを活用しチーム員として活動します。多職種と連携して、認知症の人の行動・心理症状に対するアセスメント、本人・家族への具体的な対応方法等、日常生活を支える支援を栗東市と連携して行うとともに、その実践をその他多くの認知症の人やその家族の支援にも活かせることがないか検討を行います。

また、地域包括支援センターが実施する相談支援等での多職種の繋がりから、初期集中支援チーム員の取組みへの理解や支援の輪が広がっていくことを目指します。

6. 在宅医療・介護連携事業における啓発事業等

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、市民への意識の醸成や、医療機関と介護事業所等の関係者との連携強化に協力します。

(1) 市民への啓発

大切な人や自分の最期を考え「生き方を見つめる」集い～生き方カフェ～等を通じて、在宅医療・介護サービス等の啓発を行います。

(2) 関係機関との連携

栗東市の主催する多職種による事例検討会や研修会に参加し、高齢者が人生の最期まで住み慣れた地域で暮らし続けるための医療・介護連携における課題解決のための連携に努め適切な支援につなげます。

7. 生活支援体制整備事業との連携・協力

地域ささえあい推進員（生活支援コーディネーター）が行う、住民主体の助け合いの創出を目標とした集い場づくり支援などの活動について連携・協力を図ります。

(1) 地域の実情や社会資源の情報共有

総合相談や地域包括ケア会議等において把握された地域の実情や社会資源について地域ささえあい推進員へ情報を提供するとともに、地域ささえあい推進員から地域の助け合いや集い場などの情報をもらい個別支援に活かします。

(2) 住民同士の新たな活動につながるきっかけづくり支援

個別支援において地域での市民活動（集い場や助け合いなどの活動）について支持するとともに、新たな活動を興そうとしている人などがいる場合には、地域ささえあい推進員につなぎ、新たな活動が起きるよう協力をします。

8. 地域ケア会議

今後、高齢者の一人暮らしや高齢夫婦のみ世帯、重度の要介護者、認知症の人など、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、医療と介護そして地域が連携して高齢者を支援していく地域包括ケアシステムの深化・推進が重要であり、その実現に向けての方法として地域ケア会議を進めていきます。

(1) 個別地域ケア会議の開催

個別事例の検討を通して、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活が継続できるよう、専門職や地域の支援者が協力して個別課題解決に向けた協議をする場として個別地域ケア会議を開催します。

(2) 圏域地域ケア会議の開催

「個別支援の実践より地域包括ケアシステムを考える会」において、市や地域ささえあい推進員とともに、個別の実践から地域包括ケアシステムの理念である「本人らしい暮らしを続けられるには」をテーマに課題を整理するとともに、その解決策についても模索し、包括支援センターでできることについては地域包括支援センターで取り組みます。

(3) 地域包括ケアシステム推進会議への参画

圏域地域ケア会議において把握された地域課題について、地域包括ケアシステム推進会議にて報告を行い、地域包括ケアシステムの推進に向けた取組について市や各関係機関と協議を行います。

VII. 個人情報の保護と公正・公平、中立性の確保

(1) 個人情報の保護

地域包括支援センターの職員は、介護保険法第115条の46第6項の規定により、正当な理由なく、その業務に関して知りえた秘密を漏らしません。

相談支援に必要な個人情報については、市が管理する地域包括支援センター管理システムにより管理します。地域包括支援センターの高齢者等の情報はパスワードによって管理するとともに、台帳類は鍵のかかるロッカーに管理し、地域包括支援センター職員以外が取り扱うことはできません。

個人情報ならびにシステムの取り扱いに当たっては、栗東市個人情報保護条例（平成16年栗東市条例第29号）を遵守します。

(2) 公正・公平、中立性の確保

地域包括支援センターは、栗東市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」であることから、公正で中立性の高い事業運営を行います。

栗東市は地域包括支援センターの運営が適切に行われているかを常に把握するとともに、適切な運営についての評価を、運営協議会に諮ります。

(3) 相談者のプライバシー確保への配慮

地域包括支援センターの職員は、地域包括支援センターが実施する各種相談業務において、相談者のプライバシーを確保するため、次に掲げる事項に留意します。

- ・相談者以外の市民や事業者が安易に相談内容を聞き取ることができないような工夫を行い、相談者に関する個人情報や相談内容が漏れることのないように配慮する。
- ・訪問先などにおいても、聞き取りなどを行う際には可能な限りプライバシーを保てる場所を確保するなど、周囲の相談内容が漏れることの内容に配慮する。

VIII. その他

(1) 災害時等における対応の検討

災害の発生時や新たな感染症の拡大時に備え、市とともにその対応等について検討していきます。